

公開用

平成30年 8月 1日

指令産廃第9-337号

許可番号 01104000261

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏名 有限会社 須田工業

代表取締役 須田 哲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司

複製厳禁

許可の年月日 平成30年 8月 1日

許可の有効年月日 平成37年 6月27日

公開を目的とした
許可証(写)です。

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)

廃油

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず(#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上11種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年 6月28日	指令北環第27-53号	新規許可
平成20年 8月15日	指令北環第2-59号	変更許可（6種類の追加）
平成25年 9月11日	指令産廃第9-272号	更新許可
平成27年12月21日	—	変更届（住所及び代表者）
平成30年 8月 1日	指令産廃第9-337号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)